

令和6年度客船受入等委託業務（高知市中心市街地）

公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度客船受入等委託業務（高知市中心市街地）

(2) 事業の目的

高知新港に寄港する外国客船の乗船客や乗組員（以下「乗客等」という。）が高知市中心市街地等で安全・快適に観光を楽しめるように、外国語等による観光案内や安全対策を実施するとともに、乗客等と県民との円滑なコミュニケーションが図れるような体制を整えること、また、関係団体等の参画を諮り、連携しておもてなしを行うことで高知家旅行の満足度を高め、本県への再訪のきっかけづくりや外国客船の寄港の定着及び新たな誘致につなげることを目的とします。

(3) 事業内容

別添「令和6年度客船受入等委託業務（高知市中心市街地）仕様書」に基づく

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

2 見積限度額

27,289千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度客船受入等委託業務（高知市中心市街地）プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者（以下「参加者」という。）の募集は、別途「令和6年度客船受入等委託業務（高知市中心市街地）公募型プロポーザル募集要領」に定めます。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案等と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予めお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日（県の閉所日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場

合は、次点とされた者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

8 質疑と回答

質疑は、令和6年2月8日（木）の正午までに様式1により持参又は郵送（必着かつ書留郵便又は配達証明に限る）若しくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県国際観光課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020701/>）に掲載します。

9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出される書類を（1）に示します。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式2）
- ②資格要件確認書（様式3）
- ③申込者の概要（団体概要等）及び経営状態（決算書等）が分かる資料
- ④都道府県税の納税証明書
- ⑤消費税及び地方消費税の納税証明書

※競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は、登録されていることが分かる書類の写しをもって、④及び⑤に代えることができます。

(2) 参加申込書

① 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）または持参

② 提出期限

令和6年2月16日（金）正午（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興部国際観光課 担当：小坂、柿内、伊藤、廣瀬

TEL 088-823-9047

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興部国際観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年2月20日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、高知県国際観光課が通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度客船受入等委託業務(高知市中心市街地)公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

11 審査

別途定める「令和6年度客船受入等委託業務(高知市中心市街地)公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

12 審査結果

審査結果は、令和6年3月15日(金)までに、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

13 日程

- 令和6年2月 2日(金) 募集開始
- 令和6年2月 8日(木) 正午 質疑書の提出期限
- 令和6年2月 16日(金) 正午 参加申込及び資格審査書類の提出締切
- 令和6年3月 6日(水) 正午 企画提案書の提出締切
- 令和6年3月 14日(木) (予定) 審査委員会(プレゼンテーション)
- 令和6年3月 15日(金) までに審査結果通知

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書となります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となりますので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15 お問い合わせ先

高知県観光振興部国際観光課 担当：小坂、柿内、伊藤、廣瀬

TEL 088-823-9047 FAX 088-823-9256

E-mail : 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

16 その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後、高知県との契約等において不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (5) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。
- ① 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ④ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
 - ⑤ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - ⑥ 企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合
 - ⑦ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合

地方自治法施行令<抜粋>

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成23年3月高知県訓令第1号)

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

高知県情報公開条例 <抜粋>

(最終改正：令和4年10月21日条例第34号)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定に基づく開示の請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

令和6年度 客船受入等委託業務（高知市中心市街地）
公募型プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

住 所
事業者名
担当者（職・氏名）
電話番号
E-mail

E-mail 送信先 : 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

担当 : 小坂・柿内・伊藤・廣瀬

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所
事 業 者 名
代 表 者 職名
氏名

※押印不要

参加申込書

(令和6年度 客船受入等委託業務 (高知市中心市街地) 公募型プロポーザル)

令和6年度 客船受入等委託業務 (高知市中心市街地) 公募型プロポーザルに参加したいので、同募集要領に基づき、参加を申し込みます。

担当者連絡先

担当者所属	
担当者	職名： 氏名：
住所	
連絡先 (※)	TEL：
	E-mail：

※テレワーク等であっても、日中に常時連絡が取れるものであること

資格要件確認書

(令和 6 年度 客船受入等委託業務 (高知市中心市街地) 公募型プロポーザル)

- 1 住所 〒
TEL: FAX:
事業者名
代表者名 (職・氏名)
- 2 設立年月日又は事業開始年月日
年 月 日
- 3 属性
民間企業 ・ NPO法人 ・ その他の法人 ・ その他 ()

4 その他

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定する者に該当	ない・ある
高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づく指名停止中	ない・ある
高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者 (暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等) に該当	ない・ある
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況次第では、本業務の一部または全部を停止する可能性があることに同意する	はい・いいえ

添付書類

- 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は、登録されていることが分かる書類の写し (当該名簿に登録されていない場合は、登録申請中であることが分かる書類の写し)
- 法人概要書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所
事業者名
代 表 者 (職名)
(氏名)

※押印不要

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。